

○富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

条例第41号

改正 平成29年3月14日条例第2号

平成30年3月26日条例第1号

平成30年12月21日条例第40号

令和元年9月30日条例第11号

令和2年6月24日条例第21号

令和3年9月29日条例第26号

令和6年3月21日条例第3号

令和7年12月17日条例第37号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例2・令3条例26・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要

な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(令6条例3・一部改正)

## 第5条 削除

(令7条例37)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第3号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年12月17日条例第37号）

この条例中第1条の規定は令和8年1月5日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令元条例11・令7条例37・一部改正）

機関	事務
1 市長	富士見市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年条例第45号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第22号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和54年条例第16号)による重度心身障害者に対する医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第36号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下

	「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

(令7条例37・全改)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」と

		<p>いう。) であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」 (昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知) に基づく外国人 (日本の国籍を有しない者をいう。) であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報 (以下「住登外者宛名情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
2 市長	母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) による相談、支援、保健指導、	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>の</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの